(a)　源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(b)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十年二月一日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
草賀純男

バミューダ政府のために
ポーラ・コックス

議定書

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定（以下「協定」という。）の署名に当たり、日本国政府及びグレートブリテン及び北部アイルランド連合王国政府によって正当に授権されたバミューダ政府は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　協定第一条1(l)及び第五条5(a)の規定に関し、これらの規定に規定する株式、持分証券その他の持分は、その購入又は販売が限られた投資家の集団に黙示的にも明示的にも制限されていない場合には、一般に購入され、又は販売されるものとすることが了解される。

2　協定第二条の規定に関し、協定の実施又は協定第四条に規定する租税に関する両締約者の法令の規定の運用若しくは執行と要請する情報との関連性は、当該情報がそのような関連性を有するものとして認められることに確信がある場合には、当該情報の受領後でなければそのような関連性について明確な評価を行うことができないようなときであっても、そのような確信に基づいて決定されることが了解される。

3　協定第五条7(h)及び第七条1(b)の規定に関し、「自己の領域的管轄内において利用可能なすべての手段」には、要請する情報が存在する協定の非締約者との間において有効な情報交換の仕組みを要請者が利用することを含むことが了解される。

4　協定第七条2の規定に関し、「職業上の秘密」には、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、各締約者の法令に基づいて保護されるものを含むことが了解される。

5　協定第十三条1(b)の規定に関し、「バミューダの法令の下において、バミューダ内に通常居住する個人」には、バミューダを常用の住居地とする者を含むことが了解される。

6　協定第十八条1の規定に関し、「居住者」とは、個人については協定第十三条に規定する居住者をいい、個人以外の者については次の者をいう。

(a)　日本国については、日本国の法令の下において、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により日本国において課税を受けるべきものとされる者

(b)　バミューダについては、バミューダにおいて施行されている法令によってその地位を与えられたすべての組合、法人、信託、財団又は団体

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十年二月一日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
草賀純男

バミューダ政府のために
ポーラ・コックス

総務大臣　原口　一博
外務大臣　岡田　克也
財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　直人

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN
THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE GOVERNMENT OF BERMUDA
FOR THE EXCHANGE OF INFORMATION
FOR THE PURPOSE OF THE PREVENTION OF FISCAL EVASION
AND THE ALLOCATION OF RIGHTS OF TAXATION
WITH RESPECT TO INCOME OF INDIVIDUALS

The Government of Japan and the Government of Bermuda,
the Government of Bermuda having been duly authorised by
the Government of the United Kingdom of Great Britain and
Northern Ireland,

Desiring to conclude an Agreement for the exchange of information for the purpose of the prevention of fiscal evasion and the allocation of rights of taxation with respect to income of individuals,

Have agreed as follows:

Chapter 1
GENERAL PROVISIONS

Article 1
GENERAL DEFINITIONS

1. For the purposes of this Agreement, unless the context otherwise requires:

(a) the term "Japan", when used in a geographical sense, means all the territory of Japan, including its territorial sea, in which the laws relating to Japanese tax are in force, and all the area beyond its territorial sea, including the seabed and subsoil thereof, over which Japan has sovereign rights in accordance with international law and in which the laws relating to Japanese tax are in force;

(b) the term "Bermuda" means the Islands of Bermuda;

(c) the term "Contracting Party" means Japan or Bermuda as the context requires;

(d) the term "person" includes an individual, a company and any other body of persons;

(e) the term "company" means any body corporate or any entity that is treated as a body corporate for tax purposes;

(f) the term "national" means: